

あなたの事業所・施設に「再エネ」を 導入しませんか？

-多様な再生可能エネルギー普及促進事業補助金対象事業者募集中-



小水力発電

「日本でも導入されている海外製水車発電機」提供：関西広域小水力利用推進協議会



太陽熱利用



木質バイオマスボイラー

申請受付期間：

令和5年5月8日（月）
から予算額に達するまで

ただし、令和6年2月29日（木）までに補
助事業が完了するものに限りです。

京都府では、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロをめざして、多様な再生可能エネルギーの普及を促進しています。

この度、事業者等を対象に、府内に小水力発電設備、太陽熱利用設備又は木質バイオマスボイラーを設置して、再生可能エネルギーの導入等を行う事業に対して補助金を交付します。

-再生可能エネルギー導入者の声-

- 再エネ導入により、施設全体でCO2排出量を大幅に削減できました。
- 使い勝手は今までと特に変わらず、光熱費を削減できました。
- 環境にやさしい取組として、地域内でも紹介しています。

補助対象事業については、裏面を御参照ください。

その他本補助金についての詳細等については、以下の京都府HPに掲載しております、「交付要綱」・「募集の手引き」等を御確認ください。

HP：<https://www.pref.kyoto.jp/energy/tayo.html>



令和5年度 京都府多様な再生可能エネルギー普及促進事業補助金補助対象事業

(1) 小水力発電設備設置事業

■補助対象事業の内容：次に掲げる要件の全てを満たすもの。

ア 府内に未使用の小水力発電設備（*1）を新たに設置する事業

イ アの小水力発電設備を設置する土地又は建物について所有権その他の当該事業の実施に必要な権原を有する者（*2）が行うもの

（*1）小水力発電設備とは、水力を電気に変換する設備及びその附属設備であって、出力が1kW以上1,000kW以下のものをいう。

（*2）例：賃借等により設置の権原を有している者等（以下同じ。）

■補助対象経費：設備費及び工事費

■補助額：補助対象経費の1/5以内の額（補助限度額：400万円）

(2) 太陽熱利用設備設置事業

※太陽熱導入にあたっては環境省補助金（再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業）もあわせて利用できる場合がございます。詳細は環境省に御確認ください。

■補助対象事業の内容：次に掲げる要件の全てを満たすもの。

ア 府内に未使用の太陽熱利用設備（*3）（太陽集熱器（*4）の総面積が5㎡以上のもの）を新たに設置する事業

イ アの太陽熱利用設備を設置する土地又は建物について所有権その他の当該事業の実施に必要な権原を有する者が行うもの

（*3）太陽熱利用設備とは、太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備及びその附属設備をいう。

（*4）JIS A4112に適合するもの又はこれと同等以上の性能を有するものに限る。

■補助対象経費：設備費及び工事費

■補助額：補助対象経費の1/3以内の額（補助限度額：400万円）

(3) 木質バイオマスボイラー設置事業

■補助対象事業の内容：次に掲げる要件の全てを満たすもの。

ア 府内に未使用の木質バイオマスボイラー（*5）を新たに設置する事業

イ アの木質バイオマスボイラーを設置する土地又は建物について所有権その他の事業の実施に必要な権原を有する者が行うもの

（*5）木質バイオマスボイラーとは、木質バイオマス又は木質バイオマスを原材料とする燃料

（例：木質チップ、木質ペレット等）を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備及びその附属設備をいう。

■補助対象経費：設備費及び工事費

■補助額：補助対象経費の1/5以内の額（補助限度額：400万円）

■お問い合わせ先

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：075-414-4298 FAX：075-414-4705 MAIL：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp